第8期「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」 策定に係る基本的な考え方(案)

第1 計画の基本的事項

1 計画の趣旨・考え方

- 介護保険制度の施行後、道では、「みんなが支える明るく活力に満ちた高齢社会」の実現を目指して、3年を1期とする「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」を策定し、市町村の推計を元に、各年度における介護給付等対象サービスの必要見込み量を設定し、各地域において、必要なサービス提供体制が確保されるよう努めてきている。
- 平成30年度~令和2年度までを計画期間とする第7期計画においては、地域の実情や課題、今後取り組むべき施策等を「見える化」した上で、2025年(令和7年)も見据えた中長期的な視点に立って、地域における共通の目標を設定し、計画期間内に必要となるサービスの見込量を示すとともに、道が取り組むべき方策を明らかにし、地域包括ケアシステムを推進してきた。
- 団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年に向け、総人口・現役世代人口が減少する中で、都市部を中心に介護サービス利用者数が増え続ける一方、地方などではピークを過ぎ減少に転じるなど地域によって高齢化の状況及びそれに伴う介護需要も異なってくることが想定される。
- 今後も、介護保険制度の持続可能性を維持し、高齢者の方々が、可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、市町村の保険者機能強化等による自立支援・重度化防止の取組を推進するなど、「地域包括ケアシステム」をより一層推進していかなければならない。
- 令和3年度からスタートする第8期計画においても、中長期的な視野にたち、地域の実情や課題に対応した、共通の目標を設定し、計画期間内に必要となるサービスの見込量を示すとともに、道が取り組むべき方策を明らかしていくこととする。

2 計画の位置づけ

この計画は、老人福祉法に基づく老人福祉計画(北海道高齢者保健福祉計画)及び介護保険法に基づく介護保険事業支援計画(北海道介護保険事業支援計画)として、道が策定するものであり、両計画は、整合性を図りながら連携して事業を推進する必要があることから、一体的に策定する。

3 他計画との関連

この計画は、「北海道地域福祉支援計画」、「北海道医療計画」、「北海道健康増進計画~すこやか北海道21」、「北海道住生活基本計画」、「北海道高齢者居住安定確保計画」など、関連する計画・指針等と整合性を図る。

4 計画期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とする。

5 計画策定のための体制等

- (1)計画の策定体制
- ① 関係機関等との協議

計画の策定に当たっては、道本庁内の関係課等で構成する「北海道高齢化対策推進委員会」において、関係部局等との協議を行う。

また、高齢者保健福祉圏域ごとに、振興局と市町村で構成する「高齢者保健福祉圏域連絡協議会」において、市町村との意見交換等を行うとともに、道本庁と振興局で構成する「高齢者保健福祉圏域推進協議会」において、圏域間の調整等を行う。

② 学識経験者等の意見反映など

学識経験者や保健、医療、介護団体等の関係者で構成する「北海道高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業支援計画検討協議会」を設置し、計画の協議、検討を行う。

(2) 道民等の意見反映

広く道民の方々からの意見を反映させるため、パブリックコメントを実施する。

第2 計画の内容に関する基本的事項

1 計画の構成

- (1)計画の基本的事項
 - ・計画策定の趣旨、計画期間、圏域設定、策定体制等
- (2) 高齢者等の現状と将来推計
 - ・高齢者の人口推計、世帯の状況、要介護者数の見込み等
- (3) サービス提供体制の現状と評価
 - ・サービスごとの現状と評価等
- (4) 計画推進のための基本的事項等
 - ・計画の基本テーマと基本的な目標

- ・計画を推進するための方針と具体的目標
- (5) サービスの量の見込みと基盤整備
- (6) 計画推進のための具体的取組

2 計画の主な内容

- (1)介護サービス提供基盤の整備
 - ・在宅生活を支える多様な介護サービスや特別養護老人ホームなどの施設サービス提供基 盤の整備に係る支援策を定める。
- (2)介護人材の確保及び業務効率化の取組の強化
 - ・地域包括ケアシステムの推進に必要な人材の確保方策を定めるとともに、介護ロボット・ICTの活用、アクティブシニアの参入による業務改善などの支援策を定める。
- (3) 在宅医療・介護連携の推進
 - ・市町村と連携して在宅医療及び在宅介護の提供体制の基盤整備を推進するとともに、医療・介護関係者等との広域的な連携調整など、市町村への支援策を定める。
 - ・療養病床の転換が計画的かつ円滑に進むよう、医療機関、市町村等への情報提供、転換 支援に係る事項について定める。

(4)認知症施策の推進

- ・認知症施策推進大綱に沿って、普及啓発、予防、医療・介護従事者への研修、市民後見 人の養成、地域の見守りや支援体制の構築などについて、市町村への支援策を定める。
- (5) 高齢者のニーズに応じた多様な住まいの確保
 - ・高齢者の生活ニーズに応じて、住まいの確保を図るための支援策を定める。
- (6) 介護予防・生活支援サービスの充実
 - ・多様な主体による多様な介護予防、生活支援サービスの充実強化のため、生活支援コーディネーターの育成やアクティブシニア等を対象とした研修の実施等の支援策を定める。
 - ・保険者機能強化推進交付金や介護保険保険者努力支援交付金の評価結果を活用した課題 分析などにより、市町村の自立支援・重度化防止等に向けた取組への支援策を定める。

(7) 災害・感染症対策に係る体制整備

・近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護事業所等と 連携した防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練の実施、災害や感染症等発 生時に必要な物資の備蓄、関係団体と連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制 の構築などの取組について定める。

第3 計画策定スケジュール

令和2年 8月 第1回計画検討協議会(有識者会議)

11月 第2回計画検討協議会(有識者会議)

11月 計画(素案)議会報告

12月 パブリックコメント

令和3年 2月 第3回計画検討協議会(有識者会議)

計画(案)議会報告

3月 計画決定